

【お 知 ら せ】
高等学校等就学支援金制度の概要及び申請書類の提出について

入学式当初に全員の方が提出する書類です。

入学式当日（4月8日）に必ず提出をお願いします。

高等学校等就学支援金とは、国による授業料の支援制度です。

貸与型の奨学金とは異なり、返還は不要ですが、受給資格の認定申請が必要となります。

受給資格を認定された方は、学校において授業料に充てるため、実質的に授業料の負担はありません。

なお、愛媛県では、県立高等学校等に在籍する高校生がいる世帯のうち、約 **85%の世帯が「高等学校等就学支援金」を受給**しています。

高等学校等就学支援金は、

- ① オンライン（e-Shien システム）による申請
- ② 申請書類を在籍校に提出する紙申請

いずれかの方法により、受給資格の認定申請を行うことができます。

なお、申請が遅れたり、申請しなかった場合は、授業料を納入していただくこととなりますので十分ご注意ください。

○ 高等学校等就学支援金制度（概要）

1 受給資格要件

- ・ 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6% - ※市町村民税の調整控除額が 30 万 4,200 円未満の世帯
⇒申請し、受給が認められた場合は授業料の負担はありません。
- ・ 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6% - ※市町村民税の調整控除額が 30 万 4,200 以上の世帯（申請されなかった世帯を含む） ⇒ 授業料を納入していただきます。
※政令市の場合は、標準税率との関係で調整控除の額に 3/4 を乗じた額を控除します。

2 受給期間

就学支援金の受給期間は最大で 36 月（定時制は 48 月）になります。単位制の学校は卒業に必要な単位の 74 単位までとなります。

なお、受給期間等を超えた場合は授業料を納入していただくこととなります。

○ 申請方法

1 オンライン申請する場合

パソコン、スマートフォン等（以下、端末と記載します。）を用いて、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（以下、e-Shien と記載します。）にログインし、必要事項を入力して申請してください。本校HP掲載（HP→事務課より→就学支援金について）の「**e-Shien 申請者向け利用マニュアル② 新規申請編**（以下、マニュアル②と記載します。）」を参照してください。

オンライン申請の手順

- (1) マニュアル② P.5 のURL又はQRコードから、e-Shien にログインする。
ログインに必要なID・パスワードは、入学式当日、在籍校から配付されます。
- (2) マニュアル② P.6～7 の手順で、申請する意思表示の「意向登録」をする。
- (3) マニュアル② 申請の意思のある方は P.8～10 の手順で生徒情報、学校情報を確認する。
- (4) マニュアル② P.11～13 の手順で保護者等情報を入力する。
→ P.12 の手順の中で、保護者等の課税情報の提出方法について、次の(1)～(3)のうち1つを選択します。この選択肢によって、毎年7月に必要となる『収入状況等届出』（7月以降も継続認定するための届出）等の提出方法が異なります。

- (1) 【**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**】（マニュアル② P. 14～18 参照）
マイナポータルアプリと連携することで、保護者の方が、ご自分で課税情報等を取得する方法です。マイナンバーカードのICチップを読み込むため、事前に、端末へのマイナポータルアプリのインストール等が必要となります。
この方法は、毎年7月に収入状況届出等を提出いただく際に、今回の申請と同じ作業を毎回行っていただくこととなりますので、ご注意ください。
- (2) 【**個人番号を入力する**】（マニュアル② P. 19 参照）★こちらをおすすめします。
マイナンバー（12桁）をe-Shienに入力する方法です。
この方法は、マイナンバー（12桁）を登録し、課税情報の取得を県に委任することで、毎年7月の収入状況届出等を簡素化できますので、こちらをおすすめします。
氏名や生年月日、マイナンバー（12桁）等を正確に入力しないと正しい課税情報が取得できませんので、注意が必要です。
- (3) 【**システム外で個人番号カードの写し等を提出する**】（マニュアル② P. 20 参照）
保護者等情報等（氏名、生年月日等）のみを入力して、個人番号カード（写）等貼付台紙を在籍校に提出する方法です。
この方法は、マイナンバー（12桁）情報の登録と、課税情報の取得を県に委任することで、(2)と同様に毎年7月の収入状況届出等を簡素化できます。

2 申請書（紙）で申請する場合

在籍校へ申請書類等を提出してください。e-Shien の入力は不要です。ただし、課税情報を確認するために必要な提出書類がありますので、下記の「○提出書類、提出期限」をご確認ください。

※1 及び2 の方法で申請していただいた結果、課税情報が得られなかった場合は、別途、課税証明書（課税状況によって、補足資料の提出をさらにお願ひする場合があります。）を提出していただくことがありますので、ご了承ください。

○ 提出書類、提出期限

1 オンライン申請する場合

(1) 次の書類を4月8日までに在籍校に提出してください。

（関係書類提出用封筒に封入してください。）

【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】

①高等学校等就学支援金申請確認票

【個人番号を入力する】★こちらをおすすめします。

①高等学校等就学支援金申請確認票

②個人番号利用目的同意書

【システム外で個人番号カードの写し等を提出する】

①高等学校等就学支援金申請確認票

②個人番号カード（写）等貼付台紙

※保護者（親権者）全員の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類を添付。

③個人番号利用目的同意書

(2) 上記いずれの方法においても、端末を用いて、別途、4月14日までにオンライン申請を行ってください。期限を過ぎてもオンライン申請がない場合は、紙申請をお願いすることがありますので、御了承ください。

2 紙申請する場合

次の書類を4月8日までに在籍校に提出してください。

（関係書類提出用封筒に封入してください。）

①高等学校等就学支援金申請確認票（全員）

②受給資格認定申請書 様式第1号（その1）

③個人番号カード（写）等貼付台紙

※保護者（親権者）全員の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類を添付。

④個人番号利用目的同意書

【個人番号（マイナンバー）が確認できる書類】

- ① 個人番号カード（裏面）〔コピー〕
- ② 個人番号通知カード〔コピー〕
- ③ 個人番号が記載された住民票〔コピー可〕

コピーをとる場合は数字などが鮮明に判別できるようにお願いします。

※ 保護者（親権者）1人につき①～③のいずれかの書類を提出

※ ③【システム外で個人番号カードの写し等を提出する】を選択していない方は、提出する必要はありません。

※ 個人番号通知カードは、令和2年5月25日以降に記載事項（氏名、住所、生年月日、個人番号）に変更のない場合及び令和2年5月24日以前に発生した記載事項の変更手続きが取られている場合に限り利用が可能です。

※ 保護者等（親権者）以外のマイナンバーの提出は必要ありません。

住民票の写しを提出する場合で保護者等以外の方のマイナンバーが記載されている場合は不要なマイナンバーを塗りつぶした上で提出ください。

3 申請しない場合

就学支援金を申請しない方も、次の書類は必ず在籍校に提出してください。

高等学校等就学支援金申請確認票（全員）

※注意！

- 期限までに書類の提出がない場合は、4月～6月分の就学支援金が支給できないことがあります。（やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、学校にご相談ください。）
- 申請しない場合又は保護者等の課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除額が30万4,200円以上であった場合、支給要件を満たさないため、授業料月額9,900円を学校に納入していただきます。
- 確定申告をしていない方は、受給資格要件の判定ができませんので、早急に確定申告の手続きを行ってください。ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、確定申告の手続きは原則不要です。
- 申請後に保護者情報の変更（再婚・離婚等）や、税の更正があった場合には、審査結果に影響を及ぼす可能性がありますので、速やかに学校へご連絡ください。
- 生年月日やマイナンバー（12桁）等に誤入力があった場合は、審査ができません。修正後の再審査には相当の日数がかかりますので、正確な入力をお願いします。

【これまでに多く発生している誤りの例】

- ・父と母のマイナンバーを逆に入力していた。
- ・保護者等でない方のマイナンバーを入力していた。（生徒の兄弟など）
- ・保護者等の生年月日を間違っている。（e-Shienの初期設定のまま）
⇒e-Shien入力時には生年月日を正しい日付に必ず変更してください。
- ・課税地情報を間違っている。

※今回の申請は **R6. 1. 1 現在の住民票所在地**です。申請日現在の住所地ではありません。

○ 留意事項

- ・不正に受給した場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあります。
- ・授業料を納付する世帯において、保護者等の失職、倒産などの家計急変等により収入が激減した場合は、高等学校就学支援金（家計急変制度）の対象となる場合がありますので、学校にご相談ください。（詳しくは別紙のパンフレットをご覧ください。）

○ マイナンバーについて

提出されたマイナンバーは、下記事務に係る手続きを処理するとき及び事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限り利用します。

- ・高等学校等就学支援金
 - ・愛媛県公立高等学校等学び直し支援金
- 〔過去に高等学校等を中退し、再度学び直すことにより、就学支援金支給期間（全日制課程 36 月、定時制通信制課程 48 月）を超えた生徒に対し、授業料を支援します。〕
- ・愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金
（低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援します。）

○ 授業料を負担いただく場合（就学支援金が支給されない生徒）

下記のとおり授業料を納入していただきます。

納入区分	納入期限 (口座振替日)	納入額		備 考
		全日制	定時制	
4月～6月分	7月15日 (7月7日)	29,700円	8,100円	単位制の授業料及び受講料の場合は、履修科目の受講の承認を受けた後速やかに全額を納入いただきます。 定時制：1単位 1,740円 通信制：1単位 336円
7月～9月分	10月15日 (10月7日)	29,700円	8,100円	
10月～12月分	1月15日 (1月7日)	29,700円	8,100円	
1月～3月分 ※1	2月16日 (2月9日)	29,700円	8,100円	
1月～3月分 ※2	3月16日 (3月9日)	29,700円	8,100円	

※1 全日制課程の3年生・定時制課程の4年生については、1月～3月分を2月に納入していただきます。

※2 全日制課程の1、2年生及び定時制課程の1～3年生については、1月～3月分を3月に納入していただきます。

○ 問合せ先

〒799-3794

宇和島市吉田町北小路甲 10 番地

愛媛県立吉田高等学校

TEL 0895-52-0565 (代表)

高等学校等就学支援金申請確認票（R7. 4～R7. 6）【全員提出】

申請の有無に関わらず**全員提出**が必要です。

6の提出物一覧表を参考に入学式当日にHR担任に提出してください。

※オンライン申請の場合、**書類提出のほかシステム入力**が別途必要です。ご注意ください。

学校名	愛媛県立	学校（	制）	学科	科
年 組 番	本件連絡先電話	—	—		
ふりがな 生徒氏名	住 所	〒	—		

- 1 高等学校等就学支援金 を入れて回答してください。
 - 申請します ⇒ 2・3・4・5に回答し、6により提出してください。
 - 申請しません ⇒ 6により本書を提出してください。（**授業料の負担が必要となります**）
- 2 家計急変制度の該当可能性 を入れて回答してください。

別紙「高等学校等就学支援金 家計急変制度」裏面の対象となる家計急変事由に該当

 - なし
 - あり この場合、家計急変制度の対象となる場合がありますので、**事務室までご連絡**ください。
- 3 申請方法 を入れて回答してください。
 - 就学支援金受給資格認定申請書を提出し紙申請します。
 - システム（e-Shien）を利用してオンライン申請します。 **※システム入力期間：4/8～4/14**
- 4 住民税課税額確認方法 を入れて回答してください。（保護者ごとに回答してください。）

1 人 目	保護者等氏名	保護者等氏名	2 人 目
	生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	
	連絡先 ☎ — —	連絡先 ☎ — —	
<input type="checkbox"/>	①マイナンバーカードを利用し、マイナポータルアプリから税額情報を自己取得	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	②マイナンバー（12桁）を自己入力し、税情報の取得を県に委任	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	③マイナンバーカード（写）等を提出し、税情報の取得を県に委任 ※紙申請の方は③を選択してください。	<input type="checkbox"/>	
②③を選択した方は課税地を記入してください ※R6年1月1日 現在の住民票所在地			
(課税地) 都・道・府・県		(課税地) 都・道・府・県	
市・区・町・村		市・区・町・村	
<input type="checkbox"/>	海外赴任等で住所が日本国内にない		<input type="checkbox"/>

※ 連絡先は平日の日に連絡が取れる電話番号を記入してください。

- 5 本校入学以前に高等学校等へ在籍した期間 を入れて回答してください。
 - なし
 - あり オンライン画面で入力又は申請書の「高等学校等の在学期間」欄に記入してください。また、就学支援金受給資格消滅通知書をお持ちの場合は同封してください。
- 6 提出物一覧 申請区分に応じて次の書類を4月8日に提出（オンライン申請者も添付書類はすべて提出）

提出書類	申請しない	申請する		
		住民税課税額確認方法（上記3参照）		
		①	②	③
高等学校等就学支援金提出用封筒	○	○	○	○
高等学校等就学支援金申請確認票（本書）	○	○	○	○
どちらか1つ	受給資格認定申請書（紙申請）	選択不可	選択不可	○
	e-Shien入力（オンライン申請）	○	○	
個人番号カード（コピー）等貼付台紙				○
個人番号利用目的同意書			○	○

※ 年末調整・確定申告等をしていない方は、住民税の課税額を確認することが出来ません。すぐに確定申告の手続きを行ってください。

高等学校等就学支援金申請確認票 (R7. 4~R7. 6) 【全員提出】

申請の有無に関わらず**全員提出**が必要です。

記入例

6の提出物一覧表を参考に**入学式当日にHR担任に提出**してください。

※オンライン申請の場合、**書類提出のほかシステム入力**が別途必要ですのでご注意ください。

学校名	愛媛県立 吉田高等	学校 (全日制)	学科	普通 科
1年 1組 ○番	本件連絡先電話	○○○ - ○○○○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
生徒氏名	ふりがな よした 一郎	住所	〒○○○-○○○ 愛媛県○○市○○町○番地	

- 1 高等学校等就学支援金 を入れて回答してください。
 - 申請します ⇒ 2・3・4・5に回答し、6により提出してください。
 - 申請しません ⇒ 6により本書を提出してください。(授業料の負担が必要となります)
- 2 家計急変制度の該当可能性 を入れて回答してください。

別紙「高等学校等就学支援金 家計急変制度」裏面の対象となる家計急変事由に該当

 - なし
 - あり この場合、家計急変制度の対象となる場合がありますので、**事務室までご連絡**ください。
- 3 申請方法 を入れて回答してください。
 - 就学支援金受給資格認定申請書を提出し紙申請します。
 - システム (e-Shien)を利用してオンライン申請します。 **※システム入力期間：4/8~4/14**
- 4 住民税課税額確認方法 を入れて回答してください。(保護者ごとに回答してください。)

1 人 目	保護者等氏名 吉田 太郎	保護者等氏名 吉田 花子	2 人 目
	生年月日 ○ 年 ○ 月 ○ 日	生年月日 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	連絡先 ☎○○○-○○○○-○○○○	連絡先 ☎○○○-○○○○-○○○○	
<input type="checkbox"/>	①マイナンバーカードを利用し、マイナポータルアプリから税額情報を自己取得	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	②マイナンバー (12桁)を自己入力し、税情報の取得を県に委任	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	③マイナンバーカード (写)等を提出し、税情報の取得を県に委任	<input type="checkbox"/>	
※紙申請の方は③を選択してください。			
②③を選択した方は課税地を記入してください ※R6年1月1日 現在の住民票所在地			
(課税地) 愛媛 都・道・府・ 県		(課税地) 愛媛 都・道・府・ 県	
宇和島 市 ・区・町・村		宇和島 市 ・区・町・村	
<input type="checkbox"/>	海外赴任等で住所が日本国内にない		<input type="checkbox"/>

※ 連絡先は平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

- 5 本校入学以前に高等学校等へ在籍した期間 を入れて回答してください。
 - なし
 - あり オンライン画面で入力又は申請書の「高等学校等の在学期間」欄に記入してください。また、就学支援金受給資格消滅通知書をお持ちの場合は同封してください。
- 6 提出物一覧 申請区分に応じて次の書類を4月8日に提出 (オンライン申請者も添付書類はすべて提出)

提出書類	申請しない	申請する		
		住民税課税額確認方法 (上記3参照)		
		①	②	③
高等学校等就学支援金提出用封筒	○	○	○	○
高等学校等就学支援金申請確認票 (本書)	○	○	○	○
どちらか1つ	受給資格認定申請書 (紙申請)	選択不可	選択不可	○
	e-Shien入力 (オンライン申請)	○	○	
個人番号カード (コピー)等貼付台紙				○
個人番号利用目的同意書			○	○

※ 年末調整・確定申告等をしていない方は、住民税の課税額を確認することが出来ません。すぐに確定申告の手続きを行ってください。

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称	愛媛県立		学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
⑥	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。	
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

令和7年4月8日

愛媛県教育委員会 様

高等学校等就学支援金

記入例

- 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	よしだ		いちろう	
生徒の氏名	姓	吉田	名	一郎

生徒の生年月日	〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日
生徒の住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 愛媛 都道府県 宇和島 市区町村 〇〇町〇〇番地
保護者等の電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	愛媛県立吉田高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 愛媛県立吉田高等学校	2025年4月8日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 全日制 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。)

<table border="1"> <tr> <th colspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>よしだ たろう</td> </tr> <tr> <td colspan="2">吉田 太郎</td> <td>父</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。</td> </tr> </table>	氏名		生徒との続柄	(ふりがな)	よしだ たろう	吉田 太郎		父	生年月日	〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">生徒との続柄</th> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>よしだ はなこ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">吉田 花子</td> <td>母</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。</td> </tr> </table>	氏名		生徒との続柄	(ふりがな)	よしだ はなこ	吉田 花子		母	生年月日	〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		
氏名		生徒との続柄																											
(ふりがな)	よしだ たろう																												
吉田 太郎		父																											
生年月日	〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日																												
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。																													
氏名		生徒との続柄																											
(ふりがな)	よしだ はなこ																												
吉田 花子		母																											
生年月日	〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日																												
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。																													

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

<table border="1"> <tr> <td>愛媛</td> <td>都道</td> <td>市</td> <td>宇和島</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>府</td> <td>区</td> <td></td> <td>区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。</td> </tr> </table>	愛媛	都道	市	宇和島	市		府	区		区		県				<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。					<table border="1"> <tr> <td>愛媛</td> <td>都道</td> <td>市</td> <td>宇和島</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>府</td> <td>区</td> <td></td> <td>区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。</td> </tr> </table>	愛媛	都道	市	宇和島	市		府	区		区		県				<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。				
愛媛	都道	市	宇和島	市																																					
	府	区		区																																					
	県																																								
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。																																									
愛媛	都道	市	宇和島	市																																					
	府	区		区																																					
	県																																								
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。																																									

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】 ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】 ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	愛媛県立	学校
	種類・課程・学科等		
生徒	ログインID		
	ふりがな		
	氏名		
	学年・クラス・出席番号等		
保護者等	個人番号		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">保護者等の</p> <p style="text-align: center;">個人番号カード（裏面）又は通知カード</p> <p style="text-align: center;">写し貼付欄</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。</p>
	氏名		
	生年月日		
	昭和 _____年____月____日 平成		
	個人番号		
保護者等	個人番号		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">保護者等の</p> <p style="text-align: center;">個人番号カード（裏面）又は通知カード</p> <p style="text-align: center;">写し貼付欄</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。</p>
	氏名		
	生年月日		
	昭和 _____年____月____日 平成		
	個人番号		
備考			

注) 個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 令和 _____年____月____日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号利用目的同意書

下記の者は、下記生徒在学中において、愛媛県教育委員会高校教育課が、下記事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

【該当事務】

- 高等学校等就学支援金
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)
- 愛媛県立高等学校等学び直し支援金
(愛媛県個人番号の利用に関する条例)
- 愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金
(愛媛県個人番号の利用に関する条例)

生徒	フリガナ	
	氏名	

保護者等	フリガナ	
	氏名	
	生徒との続柄	
保護者等	フリガナ	
	氏名	
	生徒との続柄	

記載要領

同意するものが自ら署名すること